

○久米島町教職員住宅管理規則

平成14年4月1日

教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、久米島町教職員住宅(以下「住宅」という。)の適正かつ円滑な管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅管理者)

第2条 教育長を住宅管理者とする。

2 住宅管理者は、その所管する住宅に関する管理及び運営を学校長に委任することができる。

(入居者の資格)

第3条 住宅に入居する者の資格は、久米島町立学校に勤務する職員で入居を希望するものとする。ただし、住宅管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(入居者の決定)

第4条 入居者の決定は、住宅管理者が行う。

2 入居者は、原則として、毎年3月に人事異動決定した時点において決定する。

(入居者期間)

第5条 住宅の使用期間は入居決定の日から起算して5年以内とする。ただし、住宅管理者が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

2 借受住宅の使用期間は入居者の人事異動の発令の日から起算して5年以内とする。ただし、住宅管理者が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

3 前2項の試用期間の起算日が月の中途となるときは、前二項の規程にかかわらず、当該使用期間は、当該起算日の属する月の前月の末日を持って満了とするものとする。

(入居者の負担)

第6条 入居者は、住宅の維持管理に要する経費及び住宅の借り上げ費として、1戸につき月額8,000円を住宅管理者に納付することとし、次に掲げる費用は入居者の負担とする。ただし、住宅管理者が特に必要でないことを認めた場合は、この限りでない。

- (1) 住宅の清掃及び汚物等の処理に要する費用
- (2) 電気、ガス、上水道及び下水道の料金
- (3) 電気、ガス、上水道及び下水道の軽微な修理に要する費用
- (4) 庭園、植木等の手入れに要する費用

(5) 前各号に掲げる費用のほか、住宅の軽微な修理に要する費用

2 住宅の管理に伴う負担区分は、別表のとおりとする。

(禁止事項)

第7条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、住宅管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 住宅の模様替え、増改築又は建物、工作物その他の附属設備を新築し、若しくは新設すること。
- (2) 土地の現状を変更すること。
- (3) 職員と生計を一にする者及び使用人以外の者を同居させること。
- (4) 住宅を他人に転貸すること又は使用する権利を他人に譲渡すること。
- (5) 住宅を目的以外に使用すること。

2 入居者は、前項ただし書の規定により承認を得て、同項第1号又は第2号に掲げる行為を完了した場合においては、直ちにその旨を住宅管理者に報告しなければならない。

(滅失等の届出)

第8条 入居者は、住宅を滅失し、損傷し、若しくは汚損したとき又はこれらの事実を発見したときは、直ちに住宅管理者に報告しなければならない。

(原状回復及び損害賠償)

第9条 入居者は、自己の責めに帰すべき事由により住宅を滅失し、損傷し、若しくは汚損したときは、速やかに原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、住宅管理者がやむを得ないと認めた場合には、この限りでない。

(住宅の明渡し)

第10条 入居者は、次に該当する場合には、その日から起算して14日以内に住宅を明け渡さなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 久米島町立学校職員でなくなったとき。
- (3) 配置換えその他の理由により入居の必要がなくなったとき。
- (4) 第5条の期限が経過したとき。

2 前項の規定により住宅を明け渡すことができないときは、速やかに住宅管理者の承認を受けなければならない。

(住宅の明渡し命令)

第11条 住宅管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を指定して当該住宅の明渡しを命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段により住宅に入居したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住宅の管理上の指示に著しく違反したとき。

(明渡しに伴う原状回復)

第12条 入居者は、当該住宅を明け渡すときは、原状に回復しなければならない。ただし、住宅管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(住宅の返還)

第13条 入居者は、住宅を返還する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 入居者は、住宅を返還するときは、電気、水道、ガス等の料金を完納すること。
- (2) 入居者は、住宅を返還するときは、清掃を十分に行い、原状に回復し、次の入居者に迷惑のかからないようにする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、住宅の管理に関し必要な事項は、住宅管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の具志川村教職員住宅管理規則(平成10年具志川村規則第1号)又は仲里村教育委員会教職員住宅管理規則(平成9年仲里村教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

住宅の管理に伴う負担区分

区分		管理者負担	入居者負担
敷地	土地	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の維持 土留、側溝、排水管排水溝の修理修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の清掃、排水溝の清掃 庭園、植木の手入れ 敷地の簡単な補修
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ブロック塀、フェンス、門柱の修理修繕 門扉の修理取替 	<ul style="list-style-type: none"> 生垣の剪定、芝生の手入れ
建物	基礎	<ul style="list-style-type: none"> 基礎、土台、柱、梁及び天井、戸袋、階段等の建物構造上の維持管理 手すり(共同使用)の塗替 	<ul style="list-style-type: none"> 床板、壁の塗替、清掃 床の簡単な補修 敷居・鴨居枠等の簡単な補修
	建具	<ul style="list-style-type: none"> 雨戸、障子、襖、硝子戸、網戸等の取替 	<ul style="list-style-type: none"> 雨戸、障子、襖、硝子戸、網戸等の修理、張替 レール、戸車、鍵、ドアチェックの修理
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 雨漏りの修理 	
	畳	<ul style="list-style-type: none"> 畳床の取替 	<ul style="list-style-type: none"> 畳の補修、表替
附属施設	電気	<ul style="list-style-type: none"> 電気配線(外部から取出口まで)の修理 動力設備の維持管理 集中アンテナの修理取替 	<ul style="list-style-type: none"> スイッチ、ソケット、コンセント、電球、屋内コード、カサ等の修理取替(外灯を含む。) 換気扇煙突の修理及び清掃
	給排水	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設置、屋上給水施設の修理取替 受水槽、高架水槽の清掃 引込管から蛇口手前までの給水管の修理 排水管の修理 マンホール蓋の取替 メーター器の取替 	<ul style="list-style-type: none"> 蛇口の修理取替 排水管のつまり修理 風呂シャワーの修理取替
	衛生	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽装置の修理 便器水洗器具の取替 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の汲取料 水洗器具の修理 塵芥処理に要する費用
	炊事	<ul style="list-style-type: none"> 流し台、換気扇の取替 ガス配管の修理取替 	<ul style="list-style-type: none"> 流し台、換気扇の修理 ガス配管ゴムホースの取替 消火器、ガス漏れ報知器の維持費
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽及び釜の取替 集合郵便受けの取替 	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽の修理 ガス器具の修理 集合郵便受けの修理
料金			<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、水道等の料金